

令和元年度税制改正について

目 次

一 令和元年度税制改正の経緯…………… 3	三 令和元年度税制改正の概要…………… 5
二 令和元年度税制改正の基本的考え方…………… 3	

一 令和元年度税制改正の経緯

令和元年度（平成31年度）税制改正については、昨年12月14日に与党において「平成31年度税制改正大綱」が取りまとめられ、これを踏まえ、同月21日に「平成31年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。

その後、この大綱に基づいて作成された「所得

税法等の一部を改正する法律案」が本年2月5日に国会に提出され、3月27日に成立、同月29日に公布されました。

本稿においては、令和元年度税制改正について、「所得税法等の一部を改正する法律」の概要や消費税率引上げに伴う対応等を中心に説明します。

二 令和元年度税制改正の基本的考え方

安倍内閣は、これまで、デフレ脱却と経済再生を最重要課題として取り組んできたところであり、生産年齢人口が500万人減少する中においても、経済は10%以上成長し、就業者数は380万人増加しました。賃金も2%程度の賃上げが5年連続で実現しており、雇用・所得環境は大きく改善しています。

こうした経済環境の下、今こそ、少子高齢化という構造的な課題への対処に踏み出していく必要があります。高齢者から若者まで全ての世代が安心できる全世代型の社会保障制度へと大きく転換するとともに、財政健全化も確実に進めていくため、消費税率10%への引上げが令和元年10月に行われる予定です。その際には、平成26年4月の消費税率引上げの経験を踏まえ、後述するとおり、需要変動の平準化に向けた措置を講ずることとなっています。また、軽減税率制度については、制度が円滑に実施されるよう、事業者の準備促進に向けた取組みを徹底するほか、消費税率の引上げ

と事業者による価格設定との関係について、事業者・消費者の理解を深めていくための取組みを進めます。

少子高齢化が進む中、持続的な成長経路を実現するためには、潜在成長率を引き上げていくことが重要であり、「生産性革命」と「人づくり革命」に最優先で取り組む必要があります。さらに、経済の好循環を一層拡大していくためには、経済成長の果実を地方に波及させていくことが不可欠です。

こうした観点から、令和元年度税制改正においては、消費税率の引上げに際して自動車と住宅に対する税制上の支援策等を講ずるほか、イノベーションを促進するための研究開発税制の見直し、経済活動の国際化・多様化等を踏まえた国際課税の見直しや納税環境整備等を行いました。

これらの改正による増減収見込額は、（参考）のとおりとなります。

(参考)

令和元年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額

(単位：億円)

改正事項	平年度	初年度
1. 個人所得課税 住宅ローン減税の拡充	▲ 1,000	—
2. 資産課税 個人事業者の事業承継制度の創設	▲ 10	▲ 10
3. 法人課税 (1) 保険会社等の異常危険準備金制度の特例積立率の引上げ	▲ 40	▲ 40
(2) 医療用機器の特別償却制度の見直し	▲ 10	▲ 10
(3) その他の租税特別措置の見直し	20	20
法人課税 計	▲ 30	▲ 30
合 計	▲ 1,040	▲ 40

(注1) 上記の計数は、10億円未満を四捨五入している。

(注2) 住宅ローン減税の拡充による平年度減収見込額は、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの居住分について改正後の制度を適用した場合の減収見込額の平均（1年居住分）と、改正前の制度を適用した場合の減収見込額との差額を計上している。

(注3) 「3. (3)その他の租税特別措置の見直し」は、特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の見直し（平年度10億円、初年度10億円）及び協同組合等の貸倒引当金の特例の廃止（平年度10億円、初年度10億円）である。

(注4) 車体課税の見直しにおける自動車重量税のエコカー減税の見直しによる増収見込額及び一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への資金の移動は以下の通り。

(単位：億円)

	(平年度)	(初年度)
1. 自動車重量税		
(1) 自動車重量税の見直し	160	90
(2) 自動車重量税の譲与割合の引上げ	▲ 550	▲ 100
自動車重量税 計	▲ 390	▲ 10
2. 揮発油税 税率の引下げ	▲ 140	—
一般会計分 計	▲ 530	▲ 10
3. 自動車重量税（譲与分）		
(1) 自動車重量税の見直し	110	62
(2) 自動車重量税の譲与割合の引上げ	550	100
自動車重量税（譲与分） 計	660	162
4. 地方揮発油税 税率の引上げ	142	—
交付税及び譲与税配付金特別会計分 計	802	162
差 引	272	152

*1 上記の計数は、一般会計分は10億円未満を、特別会計分は1億円未満を四捨五入している。

*2 平成29年度から令和元年度にかけて追加的に発生したエコカー減税制度による減収見込額は、▲84億円（一般会計分▲50億円、特別会計分▲34億円）。

三 令和元年度税制改正の概要

1 消費税率の引上げに伴う対応

今回の消費税率引上げに当たっては、税率引上げによる経済への影響を十二分に乗り越える支援策を講ずることとしています。

(1) 消費税率引上げ時における価格設定の柔軟化と転嫁対策

前回の8%への税率引上げ時には、様々な物の価格が一斉に上昇し、引上げ前後に大きな駆け込み需要・反動減が生じました。この経験を踏まえ、小売業者が萎縮することなく柔軟に価格設定を行えるよう、消費税率引上げ前の需要増等に応じた値上げが妨げられないことや、消費税率引上げ後に禁止されない宣伝・広告のあり方等を改めて事業者へ周知し、また、消費者に誤認を与えて駆け込みを煽る行為を防止することで、需要変動の平準化を図っていくため、昨年11月28日に、関係府省庁において、「消費税の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」を取りまとめました。同時に、下請け事業者が買ったとき等の転嫁拒否を受けることがないように、政府一丸となって転嫁対策を推進していくこととしています。

(2) 住宅に係る措置

消費税率引上げに際し、予算措置と併せて、消費税率引上げ後の購入にメリットが出るよう、住宅ローン控除を拡充します。具体的には、消費税率10%が適用される住宅取得等について、控除期間を現行の10年から13年に3年間延長します。11年目以降の3年間については、消費税率2%引上げ分の負担に着目した控除額の上限（各年において(1)建物購入価格の2/3%、(2)住宅ローン年末残高の1%のいずれか少ない金額）を設定します。適用期間は2020年末までで

す。

(3) 自動車に係る措置

消費税率引上げ後に購入した新車から自家用自動車（登録車）の保有に係る税負担を恒久的に引き下げることにより、需要の平準化を図ります。また、自動車の取得時の負担感を緩和するため、消費税率引上げ後1年間の措置として、環境性能割の税率を1%分軽減します。併せて、政策インセンティブ機能の強化の観点から、自動車重量税のエコカー減税について、1回目車検時の軽減割合等を見直すとともに、2回目車検時の免税対象を電気自動車等や極めて燃費水準が高いハイブリッド車に重点化します。

(4) 軽減税率制度の実施について

消費税率10%への引上げに併せて実施される低所得者への配慮のための軽減税率制度について、軽減税率の適用に関する具体的な事例も含むQ&Aの追加、個別の相談対応等、一層丁寧な対応による周知徹底を行います。また、事業者の事務負担の軽減等の観点からレジ導入等への支援を行うことで準備を更に促し、制度の円滑な実施に向け万全を期します。

2 デフレ脱却・経済再生、地方創生の推進

(1) イノベーション促進のための研究開発税制の見直し

少子高齢化が中長期的に経済成長を制約する要因となる中で、持続的な成長経路を実現していくためには、イノベーションの強化等生産性の向上により、潜在成長率を高めていくことが重要です。このため、研究開発投資の多様化を図り、質の高い研究を後押しするとともに、研究開発投資の増加インセンティブを強化する観

点から、研究開発税制を見直します。

① オープンイノベーション型

オープンイノベーション型について、大企業や研究開発型ベンチャーに対する一定の委託研究等を対象に追加するとともに、控除上限を法人税額の10%（現行：5%）に引き上げます。さらに、大学における研究開発の運営・管理体制の充実に向け、大学との共同研究等に係る試験研究費について、その運用を明確化します。

② 総額型

総額型について、増加インセンティブ強化の観点から控除率を見直すとともに、研究開発を行う一定のベンチャー企業（注：設立後10年以内で当期において翌期繰越欠損金を有する法人（大法人の子会社等を除く。））の控除上限を法人税額の40%（現行：25%）に引き上げます。

③ 高水準型の総額型への統合

高い水準の研究開発投資を行っている企業について、総額型の控除率を割増しする措置を講じた上で、高水準型を総額型に統合します。

(2) 個人事業者の事業承継に対する支援

平成30年度税制改正における法人の事業承継税制に続き、個人事業者についても、高齢化が急速に進展する中で、円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発展の確保が喫緊の課題となっていることを踏まえ、個人事業者の事業承継を促進するための相続税・贈与税の新たな納税猶予制度を10年間の時限措置として創設します。具体的には、事業用の土地、建物、機械等について、適用対象部分の課税価格の100%に対応する相続税・贈与税額を納税猶予とします。なお、この新たな制度は、既存の事業用小規模宅地特例との選択適用とします。また、法人の事業承継税制と同様、承継計画を作成して確認を

受ける仕組みとし、承継後は事業・資産保有の継続を定期的に確認することにより制度の適正性を確保します。

あわせて、現行の事業用小規模宅地特例について、相続前3年以内に事業の用に供された宅地を原則として除外する適正化を行います。

(3) 中堅・中小企業による設備投資等の支援

地域経済の中核を担う中小企業は深刻な人手不足に直面しており、生産性向上や経営に対する支援を強化していく必要があります。このため、中小企業の設備投資を促進し、経営を支援する観点から、中小企業者等の法人税の軽減税率の特例及び中小企業向け投資促進税制の適用期限を延長します。

また、地域経済を牽引する事業について集中的に支援する観点及び地方創生の推進の観点から、地域未来投資促進税制について、高い付加価値創出に係る要件を満たす場合に特別償却率を50%（現行：40%）、税額控除率を5%（現行：4%）に引き上げる等の見直しを行います。

さらに、中小企業の事業活動に災害が与える影響を踏まえて事前防災を促進する観点から、事業継続力強化計画（仮称）に基づく防災・減災への投資に係る特別償却制度を創設します。

(4) 地方創生の推進

① 地域における不動産の有効活用

所有者不明土地の公的利用や空き家の発生抑制を進め、地域の未利用不動産の有効活用を図る観点から、譲渡所得に係る特例措置を拡充します。

② 外国人旅行者向け消費税免税制度の利便性向上

地域の特産品等の販売機会の増加、外国人旅行者の消費拡大を図る観点から、臨時の販売場での免税販売を認める措置を講じます。

3 経済活動の国際化・電子化への対応と 租税回避・脱税の効果的な抑制

経済活動の国際化・電子化は、経済成長に貢献する一方で政策課題ももたらしています。国際課税制度の構築に当たっては、電子化を含む経済実態の変化や諸外国の動向を踏まえ、日本企業の健全な海外展開を支えるとともに、国際的な租税回避や脱税に対してより効果的に対応していく必要があります。

令和元年度税制改正においては、BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトを踏まえ、企業実態にも配慮しつつ、海外への過大な利払いや無形資産の移転を通じた租税回避に対してより効果的に対応するための措置を講じます。

① 過大支払利子税制

過大支払利子税制については、利子の損金算入制限に関し、対象利子の範囲の拡大及び損金算入限度額の算定方法の見直し等により税源浸食リスクに応じた強化を行います。

② 移転価格税制

移転価格税制については、独立企業間価格の算定方法を整備するとともに、一定の価値評価の困難な無形資産の取引に関して税務当局が取引後の事実関係を参照して取引価格の適切性を検証することが可能となるよう、OECD 移転価格ガイドラインの改訂内容等を踏まえ見直します。

4 円滑・適正な納税のための環境整備等

(1) 金地金等の密輸に対応するための消費税における仕入税額控除の見直し

金地金等に係る取引の適正化を図り、より一層の密輸抑止を進める観点から、金地金等に係る消費税の仕入税額控除制度の適用を見直します。具体的には、金地金等に係る仕入税額控除については、現行の帳簿に加え、本人確認書類の写しの保存を要件とします。また、密輸品と知りながら行った課税仕入れについて、仕入税

額控除を認めないこととします。

(2) 経済取引の多様化等に伴う納税環境の整備

経済取引の多様化・国際化が進展する中、経済取引の健全な発展を図る観点からも、適正な課税を確保することが重要です。このため、取引の仲介業者等が保有するデータやスマートフォンを活用して電子申告を行う仕組みを構築するなど、納税者が自主的に簡便・正確な申告等を行うことができる利便性の高い納税環境の整備に向けて、官民が協働して取組みを進めます。

また、自主的な適正申告を担保する観点から、国税当局が事業者等に対して必要な情報を照会するための手続を整備します。具体的には、まず、現行実務上行われている事業者等に対する任意の照会について、税法上、国税当局が事業者等に対して協力を求めることができる旨を明確化します。その上で、高額・悪質な無申告者等を特定するため特に必要な場合に限り、国税当局が事業者等に対して、担保措置を伴ったより実行的な形により情報照会を行うことができるとします。ただし、適正かつ慎重な運用を求める観点から、照会できる場合及び照会情報を限定するとともに、事業者等による不服申立て等も可能とします。

(3) 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置及び結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置は、祖父母や両親の資産を早期に若年世代に移転させることにより経済活性化に資することを目的に、それぞれ平成25年度及び平成27年度の税制改正で導入されました。制度の適用状況をみると、両措置とも、導入当初と比べて新規契約数が大幅に減少しています。また、両措置については、導入当初から、格差の固定化につながらないように、機会の平等の確保に留意した見直しが必要との指摘がありまし

た。これらの観点を踏まえ、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、受贈者の所得要件設定や用途の見直し等を行う一方、30歳以上の就学継続には一定の配慮を行い、適

用期限を2年間延長します。また、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、受贈者の所得要件設定を行い、適用期限を2年間延長します。